

介護老人保健施設オアシス 21 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人喬成会が開設する介護老人保健施設オアシス 21 (以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理の下における介護・リハビリテーション、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設オアシス 21 |
| (2) 開設年月日 | 平成6年8月1日 |
| (3) 所在地 | 北海道石狩市花川南7条5丁目3番地 |

- (4) 電話番号 0133-72-0021 FAX 番号 0133-72-4882
(5) 管理者名 野澤 崇志
(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0157680034)

(従業者の職種、人員基準)

第5条 当施設の従業者の職種、人員基準は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 管理者 (医師) | 1人以上 |
| (2) 薬剤師 | 1人以上 |
| (3) 看護職員 | 10人以上 |
| (4) 介護職員 | 24人以上 |
| (5) 支援相談員 | 1人以上 |
| (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 2人以上 |
| (7) 栄養士又は管理栄養士 | 1人以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 (医師) は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。(配置しない場合は、記載の必要はない。)
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。(配置しない場合は、記載の必要はない。)
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(入所者定員)

第7条 当施設の入所者は、100人 (うち認知症専門棟 50人) とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態

や口腔衛生の管理とする。

- 2 リハビリテーションマネジメント及び短期集中リハビリテーション実施加算は、様々な専門職が協働して、利用者ごとに解決すべき課題の把握を適切に行い、改善に係わる目標を設定し、計画を作成した上でリハビリテーションの提供をする。
- 3 認知症ケア加算は、日常生活に支障をきたす恐れのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して認知症専門棟において、認知症に対応した介護を行う。
- 4 退所前後訪問指導加算は、退所前または退所後に居宅を訪問し療養上の指導を行う。
- 5 退所時指導加算は、居宅への退所後の療養上の指導を行う。
- 6 退所時情報提供加算は、退所後の主治医の医師に対して診療状況を示す文書を添えて紹介する。
- 7 退所前連携加算は、退所後居宅において、居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合、利用者が希望する居宅介護支援事業者に対して、サービスに必要な情報を提供しかつ当該居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービスの調整を行う。
- 8 訪問看護指示書は、利用者が選定する指定訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付する。
- 9 栄養マネジメント加算は、栄養状態を把握し、医師・看護師・管理栄養士その他の職種のもが共同して栄養ケア計画を作成し、栄養状態についての管理を行う。
- 10 療養食加算は、疾患治療の直接手段として利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容の食事を提供する。
- 11 経口移行加算は経管により栄養を摂取している入所者に対して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行う。
- 12 経口維持加算は、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対し、摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、管理栄養士による特別な管理を行う。
- 13 緊急時治療加算は、病状が重篤となり救命救急医療が必要となった場合に投薬・注射・検査等をして緊急的な管理をする。
- 14 特定治療は、緊急やむを得ない事情により、別に厚生労働大臣が定める処置・手術等を行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、料金表に記載の額により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別に定める料金表に記載するものとする。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。(1) 身体的拘束等の適正化のための対

策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止等）

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。（2）虐待防止のための指針を整備する。（3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設利用に当たっての留意事項）

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されているものであるが、同時に施設は、第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会は9時から17時までとし、消灯時間は21時とする。また面会の場合は面会簿に所要事項を記載する。
- ・外出・外泊は、外泊・外出届出により前日までに申し出て医師の許可を得る。
- ・敷地内は全面禁煙とし、飲酒は医師の許可を得る。
- ・火気の取り扱いは原則禁止とする。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用し、これに反して利用者により破損が生じた場合は弁償とする。
- ・所持品・備品の等の持ち込みはなるべく控え、持ち込みを希望する場合は、事前に申し出る。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則自己管理とする。
- ・外泊時等の施設外での受診は、事前に申し出、紹介状を持参しなければならない。
- ・ペットの飼育は禁止、但し一時的な持込を希望する場合は事前に相談する。
- ・施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規程する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスと提供するために、事故発生防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第17条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人喬成会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第20条 職員は、この施設が行う年一回の健康診断を受診すること。但し、直接利用者に係わる業務に従事する者、夜勤勤務者及びVDTの業務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第21条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び、医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

（秘守義務及び個人情報の保護）

第22条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（記録の整備）

第21条 従業者、施設および構造設備ならびに会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備しその完結の日から2年間（診療について5年間）保存する。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人喬成会介護老人保健施設オアシス21のリーダー会議において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 13 年 5 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 29 年 12 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。